【資料４】

京丹後市地域防災計画

震災対策計画編修正（案）

令和6年3月

京丹後市防災会議

現行

6

第１編　総則

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務

第１節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
（略）		
指定地方行政機関	（略）	
	大阪管区気象台京都地方気象台	1　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2　気象、地象（追加）　及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	（略）	
（略）		

第３章　市の概況

第１節　市の自然条件

第3　気象

（略）

13

気象の極値

項　　目	極値（第１位）	年　月　日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018 年 8 月 22 日	1977/2～2023/2
最低気温	-5.9℃	1981 年 2 月 26 日	1977/2～2023/2
最大風速・風向	26m北東	2004 年 10 月 20 日	1977/2～2023/2
日降水量	169 ㎜	1990 年 9 月 18 日	1976/4～2023/2
最大１時間降水量	51 ㎜	1995 年 9 月 3 日	1976/4～2023/2
月間降水量の多い方	677 ㎜	2005 年 12 月	1976/4～2023/2
月間降水量の少ない方	5 ㎜	2000 年 8 月	1976/4～2023/2
月間日照時間の多い方	244.5 時間	2022 年 5 月	2021/3～2023/2
月間日照時間の少ない方	46.9 時間	2022 年 12 月	2021/3～2023/2

資料）アメダス
間人（京都府）緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分
※日照時間は、2021 年 3 月 2 日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

改正案

第１編　総則

第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務

第１節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

（略）

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
（略）		
指定地方行政機関	（略）	
	大阪管区気象台京都地方気象台	1　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報　並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	（略）	
（略）		

第３章　市の概況

第１節　市の自然条件

第3　気象

（略）

気象の極値

項　　目	極値（第１位）	年　月　日	統計期間
最高気温	37.9℃	2018 年 8 月 22 日	1977/2～2024/2
最低気温	-5.9℃	1981 年 2 月 26 日	1977/2～2024/2
最大風速・風向	26m北東	2004 年 10 月 20 日	1977/2～2024/2
日降水量	169 ㎜	1990 年 9 月 18 日	1976/4～2024/2
最大１時間降水量	51 ㎜	1995 年 9 月 3 日	1976/4～2024/2
月間降水量の多い方	677 ㎜	2005 年 12 月	1976/4～2024/2
月間降水量の少ない方	5 ㎜	2000 年 8 月	1976/4～2024/2
月間日照時間の多い方	264.7 時間	2023 年 8 月	2021/3～2024/2
月間日照時間の少ない方	46.9 時間	2022 年 12 月	2021/3～2024/2

資料）アメダス
間人（京都府）緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分
※日照時間は、2021 年 3 月 2 日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布（日照時間）」から得る推計値

備考

府地域防災計画の改定（気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る）

最新のデータに更新（気象庁ホームページ
過去の気象データ検索による）

14

（令和３年の月別気象）
令和３年（2021 年）の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和３年（2021）年の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m／s	m／s		(月)日	時間
1月	228.5	35.0	8日	6.0	31日	5.0	15.8	26日	-4.4	8日	4.7	21.1	西	7日	53.1
2月	115.5	39.0	15日	7.0	15日	7.6	19.8	21日	-2.8	17日	4.6	17.7	西	15日	119.7
3月	123.5	29.5	5日	8.0	13日	10.4	21.4	27日	2.7	4日	3.5	13.8	東北東	13日	161.5
4月	116.0	32.0	17日	9.0	17日	13.0	25.1	2日	5.2	15日	3.4	18.2	西	17日	229.4
5月	182.0	59.5	17日	19.0	17日	17.5	29.3	15日	9.8	2日	2.6	14.9	西	2日	176.2
6月	97.5	31.0	19日	9.5	4日	21.6	33.2	10日	15.0	5日	2.0	8.1	東北東	28日	169.9
7月	173.0	44.5	7日	14.5	15日	25.8	33.7	18日	21.2	7日	1.9	8.7	東北東	21日	195.0
8月	344.0	111.0	14日	20.5	3日	26.0	35.5	7日	19.5	13日	2.0	24.7	西南西	9日	134.8
9月	134.5	31.5	2日	9.0	2日	23.3	31.4	21日	19.0	27日	2.5	9.5	北東	24日	133.5
10月	81.0	26.0	17日	10.0	17日	19.1	30.4	11日	11.5	20日	3.8	12.4	北北東	22日	168.4
11月	123.5	24.5	22日	9.0	22日	13.5	22.4	8日	6.1	24日	3.4	13.8	西南西	23日	131.5
12月	193.0	36.0	17日	8.5	30日	8.2	16.4	16日	0.2	27日	5.1	20.3	西	17日	62.5
全年	1912.0	111.0	8月14日	20.5	8月3日	15.9	35.5	8月7日	-4.4	1月8日	3.3	24.7	西南西	8月9日	1562.7

第２節　市の社会的条件

第１　人口等

15

３　観光入込客
夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 128 万人。大部分は日帰り客（令和３年実績 77%）である。

観光入込客											（単位：人）
１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
74, 120	75, 134	97, 953	78, 954	27, 014	71, 160	216, 054	191, 034	43, 351	123, 644	157, 850	122, 861
									合　計		1, 279, 129

※　令和３年観光入込客数　商工観光部資料

第５章　防災ビジョン

第１節　計画の基本理念

第２　基本理念の展開方向

29

２　防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
（略）	
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	□緊急輸送環境の整備 □市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 □社会福祉施設等を中心とした要配慮支援体制の整備

（令和４年の月別気象）
令和４年（2022 年）の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和４年（2022 年）の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m／s	m／s		(月)日	時間
1月	164.0	24.0	31日	6.5	31日	5.0	11.1	16日	0.3	20日	5.2	16.7	西	13日	55.3
2月	180.5	47.0	16日	9.5	17日	4.1	12.1	26日	-1.8	17日	5.2	14.8	西	1日	65.6
3月	75.5	30.0	18日	5.0	18日	9.6	21.6	13日	2.6	8日	3.3	12.9	北西	6日	151.2
4月	88.0	32.5	14日	7.0	14日	13.8	25.2	11日	4.6	3日	3.0	16.5	東北東	29日	213.4
5月	38.5	15.0	13日	8.5	13日	18.0	28.4	30日	8.9	2日	2.0	9.3	西	31日	244.5
6月	85.5	37.5	24日	31.0	24日	22.4	34.3	28日	15.2	8日	2.2	13.9	西南西	24日	215.5
7月	194.5	78.5	19日	37.5	19日	26.3	36.0	31日	21.1	23日	2.0	12.2	西南西	22日	190.0
8月	106.5	26.5	18日	20.0	4日	27.5	36.3	1日	20.3	29日	2.1	11.5	西南西	18日	176.8
9月	110.5	23.0	1日	11.5	3日	24.1	34.0	5日	17.5	25日	3.2	14.2	北北西	20日	130.7
10月	155.5	39.0	24日	26.5	25日	18.0	30.0	4日	8.4	25日	3.6	12.9	北東	25日	136.7
11月	94.5	17.0	16日	10.0	16日	14.8	23.6	12日	7.3	30日	2.8	12.2	西	16日	142.7
12月	313.5	41.5	18日	19.5	11日	6.7	14.5	10日	-1.7	18日	4.9	16.2	西	14日	46.9
全年	1607.0	78.5	7月19日	37.5	7月19日	15.9	36.3	8月1日	-1.8	2月17日	3.3	16.7	西	1月13日	1769.3

最新のデータに更新（気象庁ホームページ
過去の気象データ検索による）

第２節　市の社会的条件

第１　人口等

３　観光入込客
夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約 175 万人。大部分は日帰り客（令和４年実績 80%）である。

時点修正

観光入込客											（単位：人）
１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
117, 129	69, 030	100, 506	112, 539	161, 720	106, 233	220, 538	284, 656	136, 351	150, 462	158, 961	126, 928
									合　計		1, 745, 053

※　令和４年観光入込客数　商工観光部資料

第５章　防災ビジョン

第１節　計画の基本理念

第２　基本理念の展開方向

２　防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
（略）	
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	□緊急輸送環境の整備 □市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 □社会福祉施設等を中心とした要配慮支援体制の整備

防災基本計画（令和５年５月）の修正に伴う修正

	□被災者救援体制の整備	□被災者救援体制の整備	
（追加）	（追加）	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策 □所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備 □災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等	

第２節　今後 10 年を期間として達成すべき基本目標

31

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後 10 年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
（略）	
防災施設・設備等を整備・強化する	□デジタル防災無線システム（同報系含む）の充実 □府衛星通信防災情報システムとの機能連携 □災害の多様化にあわせた消防力の充実 □各種ハザードマップの作成 □市立病院を中心とした災害時救急医療体制の充実 □支部等地区拠点における防災備蓄の強化 □防災拠点施設の整備
（略）	

第２節　今後 10 年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後 10 年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
（略）	
防災施設・設備等を整備・強化する	□デジタル防災無線システム（同報系含む）の充実 □府衛星通信防災情報システムとの機能連携 □災害の多様化にあわせた消防力の充実 □各種ハザードマップの作成 □市立病院を中心とした災害時医療救護体制の充実 □支部等地区拠点における防災備蓄の強化 □防災拠点施設の整備
（略）	

文言整理（医療政策課）

第２編　災害予防計画

第１章　建造物・公共施設等安全確保計画

第11節　河川施設防災計画

第2　河川の現況

42

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の４町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川（大橋川）、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の 10 水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、（追加）新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の２級河川（府知事管理）、市が管理する 25 の準用河川、普通河川がある。

第２編　災害予防計画

第１章　建造物・公共施設等安全確保計画

第11節　河川施設防災計画

第2　河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の４町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の 10 水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の２級河川（府知事管理）、市が管理する 25 の準用河川、普通河川がある。

河川記載漏れ等により修正

第３章　地震情報及び津波警報等の伝達計画

第２節　地震情報及び津波警報の伝達計画

第1　地震情報及び津波警報の種類

53

京都地方気象台を通じて、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

第３章　地震情報及び津波警報等の伝達計画

第２節　地震情報及び津波警報の伝達計画

第1　地震情報及び津波警報の種類

京都地方気象台を通じて、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

京都府地域防災計画の修正（気象庁「地

情報の種類		発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（市の場合は「京都府北部」）（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震 については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
	遠地地震の震源・震度に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

情報の種類		発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（市の場合は「京都府北部」）（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
	震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度情報	・震度１以上	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
	遠地地震の震源・震度に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード７以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る【京都地方気象台】）

第４章　医療助産計画

第２節　計画の内容

第１　初期医療救護体制の整備

59

計画名	計画のあらまし
（略）	
地域レベルでの災害対策の強化	□保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連携協議会）への参加 □病院の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

第２　広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

60

計画名	計画のあらまし
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	□市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び（追加）　地域災害拠点病院（　　府立医科大学附属北部医療センター）及び京都府災害拠点病院等連絡協議会相互間の情報ネットワークの整備促進 （略）
（略）	

第６章　避難に関する計画

第２節　計画の内容

第２　安全避難の環境整備

67

計画名	計画のあらまし
（略）	
指定避難所運営体制の整備	（略） □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 □指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 （追加）
（略）	
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	（略） □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、府と　　連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、避難所への受入れが円滑にできるよう調整を進める。 □防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

第４章　医療助産計画

第２節　計画の内容

第１　初期医療救護体制の整備

計画名	計画のあらまし
（略）	
地域レベルでの災害対策の強化	□保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連絡協議会）への参加 □病院の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

協議会名称の修正（医療政策課）

第２　広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

計画名	計画のあらまし
災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化	□市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）　　相互間の情報ネットワークの整備促進 （略）
（略）	

文言整理（医療政策課）

京都府災害拠点病院等連絡協議会の役割を鑑み削除（医療政策課）

第６章　避難に関する計画

第２節　計画の内容

第２　安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
（略）	
指定避難所運営体制の整備	（略） □施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 □住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 □指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 □避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
（略）	
新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	（略） □新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災担当部局と保健福祉担当部局が府とも連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、府と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等）。 □防災部局と保健福祉部局が連携して情報共有を図るとともに、対応方法を定める。

防災基本計画の修正（令和５年５月）に伴う修正

府地域防災計画との整合（現在の対応に合わせた修正）、一般計画編との整合

防災基本計画（令和

（追加）	（追加）	被災者支援の仕組みの整備	□地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）

５年５月）の修正に伴う修正

第５　指定避難所運営体制の整備

70

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	（略） □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 （追加）
（略）	

第５　指定避難所運営体制の整備

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	（略） □良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 □避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
（略）	

防災基本計画の修正（令和５年５月）に伴う修正

第10　車中避難計画

73

計画名	計画のあらまし
（略）	

※　屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。
（追加）

第10　車中避難計画

計画名	計画のあらまし
（略）	

※　屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。
※　車中避難場所：車により一時的に安全確保ができる場所

府地域防災計画との整合（車中避難場所に係る補足を追記）

第７章　津波災害予防計画
第２節　計画の内容

第２　防災知識の普及、防災教育

75

計画名	計画のあらまし
津波に係る防災教育	□児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得 □教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施
（追加）	（追加）

第７章　津波災害予防計画
第２節　計画の内容

第２　防災知識の普及、防災教育

計画名	計画のあらまし
津波に係る防災教育	□児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得 □教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施
緊急地震速報関係	□緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 □緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 □普及啓発の推進 □国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。 □緊急地震速報を取り入れた訓練 □国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

府地域防災計画との整合（緊急地震速報について追記）

第10章　応急給水用飲料水確保計画
第２節　計画の内容

第２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

第10章　応急給水用飲料水確保計画
第２節　計画の内容

第２　各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

82

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進	□自家用井戸の点検・保全の促進 □１人１日３ﾘｯﾄﾙ１週間分の備蓄促進 □風呂水の貯め置き促進 □ローリングストック法の活用 （追加）
（略）	

第12章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第２節　計画の内容

第１　福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

86
87

計画名	計画のあらまし
（略）	
地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	□地域コミュニティの形成促進 □避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 （略） □避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 （次に掲げる者のうち（追加）在宅の者） □65 歳以上のひとり暮らし高齢者 □要介護認定において、要介護４以上の判定を受けている者 □高齢者世帯で、一人が要介護３以上の判定を受けている者 □身体障害者手帳の交付を受け（追加）　　、障害程度等級表の１級又は２級に該当する障害を有する者 □療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちＡ判定を受けた者 □精神障害者保健福祉手帳の交付を受け（追加）　　、障害等級の１級又は２級に該当する障害を有する者 （追加） □前各号に準じる状態にある者で、民生児童委員などの意見を聞き市が必要と認めた者 （略） □個別避難計画の作成 □福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民　　等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。（追加） （略）

計画名	計画のあらまし
各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進	□自家用井戸の点検・保全の促進 □１人１日３ﾘｯﾄﾙ１週間分の備蓄促進 □風呂水の貯め置き促進 □ローリングストック法の活用 □アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情にに応じた工夫
（略）	

府地域防災計画との整合（女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映）

第12章　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第２節　計画の内容

第１　福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

計画名	計画のあらまし
（略）	
地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	□地域コミュニティの形成促進 □避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 （略） □避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 （次に掲げる者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者） □65 歳以上のひとり暮らし高齢者 □要介護認定に係る要介護状態区分が要介護３以上である者 □身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度等級表の１級又は２級に該当する障害を有する者 □療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちＡ判定を受けた者 □精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が１級又は２級である者 □指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等 □乳幼児 □妊産婦 □外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者 □前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 （略） □個別避難計画の作成 □福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 （略）

京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例施行規則の制定に伴う修正（生活福祉課）

防災基本計画（令和５年５月）の修正に伴う修正

	（追加） □避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 （略） □避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、（追加）多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 （略）

第14章　文化財災害予防計画

第２節　計画の内容

90

計画名	計画のあらまし
（略）	
その他文化財保護対策の推進	□文化財所有者、管理団体等に対する防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 （略）

第３編　災害応急対策計画

第１部　非常時活動体制に関する対応計画

第１章　地震発災初期及び警戒対策

第3　初動対応のめやす

３　緊急初動体制における活動のめやす

(2) 支部総務班要員

ウ　発生当日における任務のめやす

119

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
（略）		
情報収集・広報その他	□広報活動用車両 □ハンドマイク □自転車、バイク （追加） □広報紙資料	□参集職員から情報聴取 □学校、保育所・認定こども園等職員、関係者からの情報収集 □区役員等から情報収集 □市民等からの通報 □市職員への情報提供

第２章　災害対策本部等運用計画

第１節　計画の方針

第3　各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

	□市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 □避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 （略） □避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 （略）

第14章　文化財災害予防計画

第２節　計画の内容

計画名	計画のあらまし
（略）	
その他文化財保護対策の推進	□文化財所有者又は管理団体等に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」（京都府）の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 （略）

府地域防災計画との整合（施策反映）

第３編　災害応急対策計画

第１部　非常時活動体制に関する対応計画

第１章　地震発災初期及び警戒対策

第3　初動対応のめやす

３　緊急初動体制における活動のめやす

(2) 支部総務班要員

ウ　発生当日における任務のめやす

活動目標	必要な資機材等	措置のめやす
（略）		
情報収集・広報その他	□広報活動用車両 □ハンドマイク □自転車、バイク □ドローン □広報紙資料	□参集職員から情報聴取 □学校、保育所・認定こども園等職員、関係者からの情報収集 □区役員等から情報収集 □市民等からの通報 □市職員への情報提供

能登半島地震を踏まえた修正

第２章　災害対策本部等運用計画

第１節　計画の方針

第3　各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

123

2　本部長室及び支部長室代替設置場所

(1)本部長室及び峰山支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	＿＿＿丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	福祉事務所	〃

（略）

第２節　災害警戒本部

第3　災害警戒本部の各級責任者、構成･事務分掌

124

1　災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
（略）		
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、(追加)　人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
衛生班長		市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、新型コロナウイルス対策室長
（略）		
教育班長		子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保護課長
（略）		

125

2　災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	１号		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、(追加) 人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	□災害警戒本部・体制に関する統括 □警戒対策要員に関する統括 □情報の収集・連絡に関する統括 □防災関係機関との連携に関する統括 □緊急輸送に関する統括 □応急資機材等の確保に関する統括 □警戒時における広報に関する統括 □緊急避難に関する統括 □鉄道、バス等公共交通対策に関する統括 □電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、新型コロナウイルス対策室	□要配慮者救援対策に関する統括 □医療、救護対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営に関する統括 □被災者救援対策に関する統括
（略）				

字句修正

2　本部長室及び支部長室代替設置場所

(1)本部長室及び峰山支部長室

区分	施設の名称	設置等のめやす
第１位	京都府丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。
第２位	福祉事務所	〃

（略）

第２節　災害警戒本部

第3　災害警戒本部の各級責任者、構成･事務分掌

1　災害警戒本部長等各級責任者

区分	基本配備体制	平常時職名
（略）		
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
衛生班長		市民課長、生活環境課長、税務課長
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長
（略）		
教育班長		子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保存活用課長
（略）		

組織改編に伴う修正

2　災害警戒本部各班の構成・事務分掌

班の名称	本部を構成する班		班員となる課	事務分掌
	基本	１号		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	□災害警戒本部・体制に関する統括 □警戒対策要員に関する統括 □情報の収集・連絡に関する統括 □防災関係機関との連携に関する統括 □緊急輸送に関する統括 □応急資機材等の確保に関する統括 □警戒時における広報に関する統括 □緊急避難に関する統括 □鉄道、バス等公共交通対策に関する統括 □電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括
救護厚生班		○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課	□要配慮者救援対策に関する統括 □医療、救護対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営に関する統括 □被災者救援対策に関する統括
（略）				

組織改編に伴う修正

農林水産班		○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	□ため池、水路等対策に関する統括 □山崩れ、地すべり対策に関する統括 □農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 □港湾施設等対策に関する統括 □水産及び漁業関係対策に関する統括
（略）				
建設班		○	土木課、管理課、都市計画・建築住宅課	□市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 □浸水、土砂災害・津波災害等の防止に関する統括 □道路交通確保対策に関する統括 （追加）
（略）				
教育班		○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、文化財保護課	□学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 □保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
（略）				

第３節　災害対策本部

第４　本部各部･班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	（略）	（略）		
		秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 （追加） デジタル戦略課	（情報処理班） 1　被害情報及び防災情報の処理に関すること 2　会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3　広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること 4　報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること 5　本部長、副本部長の秘書、特命に関すること 6　防災功労者の褒章に関すること 7　鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること
		（略）		
（略）				

農林水産班		○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	□ため池、水路等対策に関する統括 □山崩れ、地すべり対策に関する統括 □農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 □漁港施設等対策に関する統括 □水産及び漁業関係対策に関する統括
（略）				
建設班		○	土木課、管理課、都市計画・建築住宅課	□市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 □浸水、土砂災害・津波災害等の防止に関する統括 □道路交通確保対策に関する統括 □河川・海岸・砂防施設等対策に関する統括
（略）				
教育班		○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、文化財保存活用課	□学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 □指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 □保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
（略）				

港湾施設に関する所管部署が建設部となるため（海業水産課）

港湾施設に関する所管部署が建設部となるため（海業水産課）

組織改編に伴う修正

第３節　災害対策本部

第４　本部各部･班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	（略）	（略）		
		秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 ふるさと応援推進課 デジタル戦略課	（情報処理班） 1　被害情報及び防災情報の処理に関すること 2　会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3　広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること 4　報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること 5　本部長、副本部長の秘書、特命に関すること 6　防災功労者の褒章に関すること 7　鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること
		（略）		
（略）				

組織改編に伴う修正

救護厚生部	（略）	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	（生活救援班） 1　指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2　被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3　被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4　被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5　災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6　義援金の配分のとりまとめに関すること 7　ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8　その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること
農林水産部	（「略」	（略）		
		海業水産課長	海業水産課	（水産業対策班） 1　港湾施設及び養殖施設の被害状況調査、応急復旧対策の取りまとめに関すること 2　水産の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
（略）				
教育部	（略）	（略）		
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保護課 ――	（施設救援班） 1　社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること 2　社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3　社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 4　文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること
（略）				

第６節　活動拠点の配置計画

第３　活動拠点配置計画

137　1　「本部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
本部拠点	（略）	
	医療関係団体医療救護対策本部	峰山庁舎
	ボランティアセンター本部	福祉事務所
（略）		

第３章　動員計画

第２節　職員の動員・配備

第３　配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

救護厚生部	（略）	生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 ――― ――――	（生活救援班） 1　指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2　被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3　被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4　被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5　災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6　義援金の配分のとりまとめに関すること 7　ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8　その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること
農林水産部	（略）	（略）		
		海業水産課長	海業水産課	（水産業対策班） 1　漁港施設及び養殖施設の被害状況調査、応急復旧対策の取りまとめに関すること 2　水産の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
（略）				
教育部	（略）	（略）		
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保存活用課	（施設救援班） 1　社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関すること 2　社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関すること 3　社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 4　文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関すること
（略）				

第６節　活動拠点の配置計画

第３　活動拠点配置計画

1　「本部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
本部拠点	（略）	
	医療関係団体医療救護対策本部	峰山庁舎
	ボランティアセンター本部	弥栄庁舎
（略）		

第３章　動員計画

第２節　職員の動員・配備

第３　配備事由、配備対象となる職員・消防団員数のめやす

港湾施設に関する所管部署が建設部となるため（海業水産課）

災害時におけるボランティア活動に関する協定との整合

140
141

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	基本配備	□市域に震度４の地震が発生したとき □津波注意報が発表されたとき □その他市長が必要と認めたとき	□総務部（複数名） □市長公室（複数名） ※津波注意報のみの場合、峰山、大宮、弥栄地区を除く。
	1号配備	□市域に震度５弱の地震が発生したとき □津波警報が発表されたとき □その他市長が必要と認めたとき	（略） ※津波（追加）　警報のみの場合、峰山、大宮、弥栄地区を除く。 □その他各部において災害警戒対策及び予防的な応急対策のとりまとめを実施するために必要な職員（各部所属職員の１～２割をめやすとする） □消防団（必要数） ※津波（追加）　警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（５割） ※大津波警報の場合は、網野、丹後、久美浜地区は、災害対策本部１号配備体制と同規模の体制とする。

第６章　災害救助法の適用要請

第２節　災害救助法の適用要請要領

第１　災害救助法の適用手続き

162　１　災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法（以下「救助法」という）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長もしくはその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

第７章　輸送計画

第１節　計画の方針

第２　緊急輸送の基本指針

164　３　緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、（追加）　車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ヘリコプター、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。

第11章　ボランティア受入計画

第２節　専門ボランティアの受入

174　５　災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線（追加）　等による）

第２部　二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第１章　消防活動計画

第１節　計画の方針

第３　火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模（抜粋）

区分		配備事由	配備対象となる職員及び員数
災害警戒本部体制配備	基本配備	□市域に震度４の地震が発生したとき □その他市長が必要と認めたとき	□総務部（複数名） □市長公室（複数名）
	1号配備	□市域に震度５弱の地震が発生したとき □津波注意報が発表されたとき □その他市長が必要と認めたとき	（略） ※津波注意報または津波警報のみの場合、峰山、大宮、弥栄地区を除く。 □その他各部において災害警戒対策及び予防的な応急対策のとりまとめを実施するために必要な職員（各部所属職員の１～２割をめやすとする） □消防団（必要数） ※津波注意報または津波警報のみの場合は、消防団本部要員及び網野、久美浜、丹後方面隊（５割） ※大津波警報の場合は、網野、丹後、久美浜地区は、災害対策本部１号配備体制と同規模の体制とする。
	2号配備	□津波警報が発表されたとき □その他市長が必要と認めたとき	

第６章　災害救助法の適用要請

第２節　災害救助法の適用要請要領

第１　災害救助法の適用手続き

１　災害救助法の適用要請

災害に際し、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長（副市長もしくはその他の副本部長）又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

第７章　輸送計画

第１節　計画の方針

第２　緊急輸送の基本指針

３　緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行うほか、車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。

第11章　ボランティア受入計画

第２節　専門ボランティアの受入

５　災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線、ドローン等による）

第２部　二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第１章　消防活動計画

第１節　計画の方針

第３　火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模（抜粋）

能登半島地震を踏まえた修正

「第１編　総則　第１章において定義づけされているため修正

能登半島地震を踏まえた修正

能登半島地震を踏まえた修正

180	1　一般基準 (1)死者３人以上生じたもの (2)死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの （追加）	1　一般基準 (1)死者３人以上生じたもの (2)死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの (3)自衛隊に災害派遣を要請したもの	火災・災害等即報要領との整合
181	2　個別基準 （次の火災及び事故については、一般基準に該当しないものにあっても、（追加）報告する） ●建物火災 (1)特定防火対象物で死者の発生した火災 (2)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 (3)建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 （追加） (4)損害額１億円以上と推定される火災 ●林野火災 (1)焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの (2)空中消火を要請したもの又は実施したもの (3)住家等へ延焼する恐れ　がある等社会的に影響度が高いもの ●交通機関の火災　※　第１報を覚知後 30 分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告 （船舶、航空機、列車、自動車等の火災で、次に掲げるもの） (1)航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む) (2)タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災 (3)トンネル内車両火災 (4)列車火災 ●その他 以上に掲げるもののほか、消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災など特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの （追加）	2　個別基準 （次の火災及び事故については、一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告する） ●建物火災 (1)特定防火対象物で死者の発生した火災 (2)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 (3)建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 (4)他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 (5)損害額１億円以上と推定される火災 ●林野火災 (1)焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの (2)空中消火を要請したもの又は実施したもの (3)住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの ●交通機関の火災　※　第１報を覚知後 30 分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告 （船舶、航空機、列車、自動車　の火災で、次に掲げるもの） (1)航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む) (2)タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災 (3)トンネル内車両火災 (4)列車火災 ●その他 以上に掲げるもののほか、消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災など特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの 3　社会的影響基準 一般基準、個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告する	

第３章　危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第２節　危険建物等・土砂災害対策

188
189

3　安全点検調査体制の確立等

(1) 危険建物

項目	措置のめやす
（略）	
被災宅地危険度判定の実施	□被災宅地の危険度の判定は、被災宅地応急危険度判定連絡協議会の調査票等の定められた基準により行う。 □判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

第３章　危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第２節　危険建物等・土砂災害対策

3　安全点検調査体制の確立等

(1) 危険建物

項目	措置のめやす
（略）	
被災宅地危険度判定の実施	□被災宅地の危険度の判定は、被災宅地　危険度判定連絡協議会の調査票等の定められた基準により行う。 □判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

協議会名の誤りを訂正

	□判定及び調査方法は、原則として、「目視」及び「簡易な計測」により行う。
（略）	

（2）土砂災害危険箇所

項目	措置のめやす
（略）	
緊急安全点検調査の実施	□緊急安全点検調査は、「継続的な監視が必要な箇所」（Ａランク）の状況を短期間に把握することを目的として行う。 □土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等による。 （追加）
（略）	

第５章　救出救護計画

第２節　計画の内容

第3　市各部及び支部の活動

194

名称	役割のあらまし
総務部	□現場活動用資機材調達に関する民間への協力 □安否不明者の捜索を迅速に行うための災害時の安否不明者の氏名等の公表の検討 □被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 □消防署部、消防団部以外の各部の被災者救出活動協力のとりまとめ □関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 □職員等の惨事ストレス対策の実施に努める □関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う □府・国との連絡調整
（略）	

第4　各機関の活動

195

名称	役割のあらまし
府	□重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 □自衛隊に対する救出活動支援の要請 □全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 □燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 （追加） （追加） □その他市が行う被災者救出活動に関する支援
（略）	

第３部　応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第２章　交通規制に関する計画

	□判定及び調査方法は、原則として、「目視」及び「簡易な計測」により行う。
（略）	

（2）土砂災害危険箇所

項目	措置のめやす
（略）	
緊急安全点検調査の実施	□緊急安全点検調査は、「継続的な監視が必要な箇所」（Ａランク）の状況を短期間に把握することを目的として行う。 □土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等による。 □必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。
（略）	

能登半島地震を踏まえた修正

第５章　救出救護計画

第２節　計画の内容

第3　市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	□現場活動用資機材調達に関する民間への協力 □被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 □要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う □消防署部、消防団部以外の各部の被災者救出活動協力のとりまとめ □関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 □職員等の惨事ストレス対策の実施に努める □関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う □府・国との連絡調整
（略）	

府地域防災計画との整合（防災基本計画（令和４年６月）の修正に伴うもの）

第4　各機関の活動

名称	役割のあらまし
府	□重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 □自衛隊に対する救出活動支援の要請 □全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 □燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 □発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく □要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める □その他市が行う被災者救出活動に関する支援
（略）	

府地域防災計画との整合（防災基本計画（令和４年６月）の修正に伴うもの）

第３部　応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第２章　交通規制に関する計画

第２節　交通規制対策

第１　実施責任者

205

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
（略）		
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両　　又は消防用緊急通行車両　　の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	道路交通法第６条 災害対策基本法第 76 条の３
（略）		道路法第 46 条

第５章　防疫及び保健衛生計画

第１節　計画の方針

214 **第１　とりまとめ責任担当部　（　衛生部（追加）　）**　※ 災害対策本部設置時の部名称

第８章　環境保全に関する計画

第２節　計画の内容

第２　対策実施手順のめやす

226

２　建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
（略）	
アスベスト飛散防止対策	□解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する □吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に吹付けアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 □調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 □吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 □事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 □事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 □全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 □吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
（略）	

第４部　被災者救援に関する対応計画

第１章　医療助産計画

第２節　災害時医療救護対策のめやす

第２節　交通規制対策

第１　実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
（略）		
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両（緊急通行車両）又は消防車及び救急車（規制除外車両）の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	道路交通法第６条 災害対策基本法第 76 条の３
（略）		道路法第 46 条

府地域防災計画との整合（災害対策基本法に基づく交通規制は道路管理者においても実施可能なことから追記）

第５章　防疫及び保健衛生計画

第１節　計画の方針

第１　とりまとめ責任担当部　（　衛生部、保健活動は救護厚生部　）　※ 災害対策本部設置時の部名称

担当部の見直し

第８章　環境保全に関する計画

第２節　計画の内容

第２　対策実施手順のめやす

２　建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
（略）	
アスベスト飛散防止対策	□解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が＿＿＿アスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する □＿＿＿アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に＿＿＿アスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 □調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 □＿＿＿アスベスト使用建築物、又は＿＿＿アスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 □事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 □事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 □全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 □＿＿＿アスベスト使用建築物、又は＿＿＿アスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
（略）	

大気汚染防止法の改正（令和２年）により建材に対する規制が石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に拡大されたため、吹付けという限定条件を外す。

第４部　被災者救援に関する対応計画

第１章　医療助産計画

第２節　災害時医療救護対策のめやす

247

第２　救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
（略）	
府薬剤師会等薬局･薬店への連絡	□災害時医療救護体制確立の要請 □救護所への薬剤師派遣の要請 □医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
（略）	

248

第３　救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
活動体制	□救護所１か所に対して、原則として医師２名以上が出動する。 □開設中は、24 時間体制で行う。 □医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。
医療救護のめやす	□傷病者の治療 □傷病者のトリアージ □市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 □傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する医療 □死亡の確認及び死体の検案
助産救護のめやす	□対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後７日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 □救護の範囲は分べんの介助、分べん前、分べん後の処理、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
（略）	

第４　市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	□基幹災害拠点病院（（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院（府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 （略）

250

第７　こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

１　基本的考え方

（略）

●また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアの「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などの発生することを明らかにした。

●こころのケア対策については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder ）といわれる精神障がいにまで悪化することを防止できることがわかっている。

（略）

第２　救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
（略）	
薬剤師会等薬局･薬店への連絡	□災害時医療救護体制確立の要請 □救護所への薬剤師派遣の要請 □医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
（略）	

第３　救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
活動体制	□救護所１か所に対して、原則として医師２名以上が出動する。 □医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてそのつど定めるが、おおむね災害発生の日から 14 日以内とする。
医療救護のめやす	□傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） □市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 □傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する治療 □死亡の確認及び死体の検案
助産救護のめやす	□対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生の日又は以後７日以内に分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。 □救護の範囲は分べんの介助、分べん前・分べん後の処理、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の支給とする。
（略）	

第４　市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	□基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 （略）

第７　こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

１　基本的考え方

（略）

●また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアに「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などが発生することを明らかにした。

●こころのケア対策については、初期段階における適切な措置と、その後の長期的なケアサービスの実施により、かなりの割合で「心的外傷体験」が「心的外傷後ストレス障害」（Post Traumatic Stress Disorder ）といわれる精神障害にまで悪化することを防止できることがわかっている。

（略）

文言整理（医療政策課）

24 時間体制は当然であるので一般計画編に合わせ削除（医療政策課）

項目整理、一般計画編との整合（医療政策課）

字句修正

字句修正（医療政策課）

文言整理（医療政策課）

	2　基本指針 （略） ●「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障がい発症例」の最小化を図る。 （略）	2　基本指針 （略） ●「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「精神障害　発症例」の最小化を図る。 （略）	
256	第３章　避難所開設・運営計画 第１節　計画の方針 **第２　避難所の開設･運営に関する基本指針** 10　指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。（追加） また、女性の参画の促進に努めるものとする。	第３章　避難所開設・運営計画 第１節　計画の方針 **第２　避難所の開設･運営に関する基本指針** 10　指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。また、女性の参画の促進に努めるものとする。	防災基本計画（令和５年５月）の修正に伴う修正
265	第７節　被災者への情報伝達活動 **第２　情報伝達活動の実施** （略） **（追加）** （追加）	第７節　被災者への情報伝達活動 **第２　情報伝達活動の実施** （略） **第３　安否不明者等の氏名公表** 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。	府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正（令和４年６月）に伴うもの）
266	第８節　車中避難場所対策 **第１　車中泊避難対策の基本方針** 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所（追加）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。	第８節　車中避難場所対策 **第１　車中泊避難対策の基本方針** 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。	府地域防災計画との整合（車中避難場所に係る補足を追記）
	第５章　生活救援対策計画 第３節　食料供給計画 **第３　給食に必要な食料の確保**	第５章　生活救援対策計画 第３節　食料供給計画 **第３　給食に必要な食料の確保**	

272

３　災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。（追加）

３　災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

京都府地域防災計画との整合（災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続）の一部改正に伴う修正）

第４編　災害復旧・復興計画
第１部　被災者生活再建支援のための計画
第１章　生活確保対策計画
第１節　計画の方針
第２　被災者生活再建支援実施に関する基本指針

299

４　施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。

（追加）

第４編　災害復旧・復興計画
第１部　被災者生活再建支援のための計画
第１章　生活確保対策計画
第１節　計画の方針
第２　被災者生活再建支援実施に関する基本指針

４　施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。

５　被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

防災基本計画（令和５年５月）の修正に伴う修正

第２節　職業あっせん計画
第２　措置のあらまし

300

区分	あらまし
実施手順のめやす	（略） □府並びにハローワーク____（峰山公共職業安定所）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 （略）
（略）	

第２節　職業あっせん計画
第２　措置のあらまし

区分	あらまし
実施手順のめやす	（略） □府並びにハローワーク峰山（峰山公共職業安定所）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 （略）
（略）	

字句修正

第４節　融資計画
第２　融資制度の概要

301
302

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
貸付対象者	（追加） (1)災害により被害を受けた世帯で世帯主が１か月以上	被災_____ _____ _____低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く	被災母子・父子・寡婦世帯

第４節　融資計画
第２　融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
貸付対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第２条第１項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主 (1)災害により被害を受けた世帯で世帯主が１か月以上	災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く	被災母子・父子・寡婦世帯

京都府地域防災計画との整合（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正）

	の負傷を負った世帯 (2)住居又は家財の価額の 1/3 以上の損害を受けた世帯		
資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
貸付限度額	世帯主負傷　1,500,000 円 世帯主負傷と家財（追加）損害 2,500,000 円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000 円 特別事情　3,500,000 円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000 円 家財の＿＿＿＿損害 1,500,000 円 住居の半壊　1,700,000 円 特別事情　2,500,000 円 住居の全壊　2,500,000 円 特別事情　3,500,000 円 住居全体の流失 3,500,000 円	住宅改修の経費 400 万円以内 災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 150 万円以内	
（略）			

第５節　災害弔慰金等支給計画

第2　支給制度等の概要

区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
実施機関	市	市
支給対象者	（追加）＿＿＿災害（追加）＿＿＿＿＿により死亡した者の遺族 （追加）	（追加）＿＿＿災害（追加）＿＿＿＿＿により著しい障がいを受けた＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿者 （追加）
（略）		

第 10 節　被災者台帳の作成

	の負傷を負った世帯 (2)住居又は家財の価額の 1/3 以上の損害を受けた世帯		
資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
貸付限度額	世帯主負傷　1,500,000 円 世帯主負傷と家財の 1/3 以上の損害 2,500,000 円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000 円 特別事情　3,500,000 円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000 円 家財の 1/3 以上の損害 1,500,000 円 住居の半壊　1,700,000 円 特別事情　2,500,000 円 住居の全壊　2,500,000 円 特別事情　3,500,000 円 住居全体の流失 3,500,000 円	住宅改修の経費 400 万円以内 災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 150 万円以内	
（略）			

京都府地域防災計画との整合（対象となる損害の程度をより正確に示す）

第５節　災害弔慰金等支給計画

第2　支給制度等の概要

区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
実施機関	市	市
支給対象者	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族 (1)市において住居が５世帯以上滅失した災害 (2)府内において住居が５世帯以上滅失した市町村が３以上ある場合の災害 (3)府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4)災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律別表」に掲げる程度の障害がある者 (1)市において住居が５世帯以上滅失した災害 (2)府内において住居が５世帯以上滅失した災害 (3)府内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害 (4)災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害
（略）		

京都府地域防災計画との整合（災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正）

第 10 節　被災者台帳の作成

306	**第２　被災者台帳の作成における計画方針** １　被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。（追加）	**第２　被災者台帳の作成における計画方針** １　被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。	防災基本計画の修正（令和５年５月）に伴う修正
307	第 11 節　その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 **第２　被災者の生活再建支援のための特別措置** 機関名：ハローワーク____（峰山公共職業安定所） 被災者の生活再建支援のための特別措置：（略） （略）	第 11 節　その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 **第２　被災者の生活再建支援のための特別措置** 機関名：ハローワーク峰山（峰山公共職業安定所） 被災者の生活再建支援のための特別措置：（略） （略）	字句修正
311	第３章　産業復興計画 第２節　農林水産業の復興計画 **第３　農林漁業関係者への融資** （略） 市は、災害時において、これらの融資制度についてＰＲするとともに、京都農業協同組合、各____漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。 （略）	第３章　産業復興計画 第２節　農林水産業の復興計画 **第３　農林漁業関係者への融資** （略） 市は、災害時において、これらの融資制度についてＰＲするとともに、京都農業協同組合、京都府漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。 （略）	府内一漁協のため※平成 24 年合併（海業水産課）